

余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領

「余裕期間設定契約制度」

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県土木部（漁港漁場課を含む）が執行する建設工事の一部において、余裕期間を設定した契約方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工事の発注に当たり、実際の工事期間の前に、建設資材の調達や労働力確保のための「余裕期間」を設定することにより、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保を促進し、もって人材・資機材の効率的活用や担い手の処遇改善に資することを目的とする。

(対象工事の選定)

第3条 対象工事は、受注者が工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事とし、以下のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。

- (1) 竣工期限を設定して執行する工事
- (2) 余裕期間を設定した場合に繰越が予想される工事
- (3) 一般競争入札の工事
- (4) その他余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

(余裕期間の設定)

第4条 余裕期間は落札決定通知の翌日から起算して「120日間」とする。

2 前項の規定により難しい場合は、発注者が工事開始日の期限を指定することができる。

(制度の適用)

第5条 当該制度を適用しようとするときは、執行伺いにおいて「余裕期間適用」と記載した上で、決裁を受けるものとする。

2 当該制度を適用する工事においては、特記仕様書に必要事項（別添記載例）を明記しなければならない。

(工事開始日の設定)

第6条 受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日と定め、「工事開始日通知書（別紙1）」により契約書案の提出期間内に発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により通知された工事開始日を工期の始期日とした契約を締結しなければならない。

(手続きの特例)

第7条 受注者が行う手続きの特例については、下記のとおりとする。

ア 現場代理人等選任通知書については、工事開始日に提出するものとする。

イ 受注時のコリンズ(CORINS)への登録について、工事開始日から10日(休日を除く。)以内

に登録するものとする。

(工期の設定)

第8条 工期の始期日から終期日までの期間は、発注者が定める工事期間を確保することを原則とする。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、工事開始日までは前払金を請求できない。

(余裕期間中の取扱い)

第10条 契約締結日から契約書に定められた工期の始期日の前日までの期間は、次のとおり取り扱うものとする。

- 2 主任(監理)技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 3 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
- 4 当該制度の適用等により期間中に増加する経費は、全て受注者の負担とする。
- 5 期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から試行する。

この要領は、平成29年1月16日から試行する。

この要領は、平成31年4月1日から試行する。

この要領は、令和2年4月1日から試行する。

この要領は、令和3年2月10日から試行する。

特記仕様書の記載例（余裕期間設定工事）

※[記載例①]余裕期間を120日間設定できる場合

第〇条 契約工期等の取扱いについて

- 1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。
- 2 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。
- 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
 - (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
 - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
 - (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

※[記載例②]工事開始日の期限を指定する場合

第〇条 契約工期等の取扱いについて

- 1 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。
- 2 受注者は、落札決定通知の翌日から「令和〇〇年〇〇月〇〇日」までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。
- 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
 - (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
 - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
 - (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。